

○本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が含まれている場合の開示

(第 78 条第 1 項第 1 号)

審査基準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法令名	個人情報の保護に関する法律
根拠条項	第 78 条第 1 項第 1 号
処分の概要	本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が含まれている場合の開示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会又は岡山県警察本部長
法令の定め	
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	30 日以内
申請先	警務部県民広報課情報公開室
問い合わせ先	警務部県民広報課情報公開室

別紙

[別紙参照]